

小浜内における宿泊需要を創出するため、観光の目的となる多様かつ魅力的な宿泊施設整備する取組に対して、必要な経費の支援を行います。

【一般枠】(既存の宿泊施設の整備)

1. 対象となる施設

小浜市内で以下のすべてに該当する施設

- (1) 旅館業法第3条第1項の許可を得て、旅館や簡易宿所、ホテルを運営する事業者、または今後許可を得て同施設を運営予定の事業者による事業であること (※民泊は含まない)
 - (2) 県が選定した専門家からの意見を反映させて事業を実施すること
 - (3) サイクリストに優しい宿、ペットと泊まれる宿、伝統工芸等の本県の観光資源を活用したコンセプトルーム、温泉・温浴設備等の新設・改修等、来県の目的となる宿泊施設の整備事業であること
 - (4) 老朽化した施設の部分的・応急的な修繕のみの事業でないこと
 - (5) 過去に本補助金又は恐竜ホテル改修支援事業補助金の交付を受けた事業者及び施設でないこと
 - (6) いわゆるラブホテル等の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第4号に該当する施設(これに類するものを含む)でないこと
 - (7) 施設を営む者(申請者)が暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係をもつ者でないこと
 - (8) 施設を営む者(申請者)が市税及び県税を滞納していないこと
 - (9) 誘客・魅力アップが顕著に期待される、ソフトの取組みを含めたトータルなリニューアル事業であること
 - (10) 以下の①～④のすべてについて対応可能である、または今後対応予定であること
- ① キャッシュレス決済(クレジットカード、QRコード決済等)
 - ② Wi-Fi環境
 - ③ 外国語によるサービス内容の説明
(外国語メニュー、外国語によるサービス説明書の用意等)
 - ④ インターネットを通じた予約受付
- (11) 改修成果について、ホームページやSNS等にて写真を掲載した上で発信すること
 - (12) 改修等実施完了日の属する月の年度から3年間、市が指定する期限までに客室稼働率実績報告書を提出すること

2. 支援金額

対象となる経費の3分の2以内の額で、小浜市の予算の範囲内

※補助金1,000万円が上限

(例) 事業費1,500万円の場合

1,000万円(補助金) + 500万円(事業者負担)

【新規開業枠】

1. 対象となる施設

小浜市内で以下のすべてに該当する施設

宿泊施設事業者の施設改修等事業（以下「改修事業」という。）に対する市町の補助事業とする。ただし、改修事業は以下のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 旅館業法第3条第1項の許可を得て、旅館や簡易宿所、ホテルを運営予定の事業者による事業であること（※民泊は含まない）
 - (2) 県が選定した専門家からの意見を反映させて事業を実施すること
 - (3) サイクリストに優しい宿、ペットと泊まれる宿、伝統工芸等の本県の観光資源を活用したコンセプトルーム、温泉・温浴設備等の新設・改修等、来県の目的となる宿泊施設の整備事業であること
・事業後は全ての客室が平均客室単価1万5千円以上となること
・特別室やコンセプトルーム等特別感のある客室を設置すること
 - (4) 総事業費が20,000千円を超える事業であること
 - (5) 老朽化した施設の部分的・応急的な修繕のみの事業でないこと
 - (6) 誘客・魅力アップが顕著に期待される、ソフトの取組みを含めたトータルなリニューアル事業であること
 - (7) 過去に本補助金又は恐竜ホテル改修支援事業補助金の交付を受けた事業者及び施設でないこと
 - (8) いわゆるラブホテル等の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に該当する施設（これに類するものを含む）でないこと
 - (9) 施設を営む者（申請者）が暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係をもつ者でないこと
 - (10) 施設を営む者（申請者）が市税及び県税を滞納していないこと
 - (11) 観光庁「宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインに基づく登録制度」の“高付加価値経営旅館等”もしくは“準高付加価値経営旅館等”へ今後申請予定であること
 - (12) 以下の①～④のすべてについて対応可能である、または今後対応予定であること
- ① キャッシュレス決済（クレジットカード、QRコード決済等）
 - ② Wi-Fi環境
 - ③ 外国語によるサービス内容の説明
（外国語メニュー、外国語によるサービス説明書の用意等）
 - ④ インターネットを通じた予約受付
- (13) 改修成果について、ホームページやSNS等にて写真を掲載した上で発信すること
 - (14) 改修等実施完了日の属する月の年度から3年間、市町を通じて、県が指定する期限までに客室稼働率実績報告書を提出すること

2. 支援金額

対象となる経費の3分の2以内の額で、小浜市の予算の範囲内

※補助金2,000万円が上限

（例）事業費 3,000万円の場合

2,000万円（補助金）＋1,000万円（事業者負担）

※総事業費が2,000万円を超える事業が対象

○コンセプトルームの例

・伝統工芸ルーム

若狭塗、めのう細工、若狭和紙など本市の伝統工芸を活かした、来市の目的となる客室の整備

・本市の特徴的な観光コンテンツ、鯖街道・オバマーメイドなどを表現した来市の目的となるテーマ性のある客室の整備 など

※備品の購入のみの整備は対象外。特定のコンセプト（テーマ）を表現する為の3つ以上のハード整備を伴うこと。

○対象経費

対象施設の新設または改修時において、多様かつ魅力的な宿泊施設を整備するために必要な設計費、工事費、備品購入費等の経費

事業にかかる経費のうち、消費税・地方消費税に相当する額は補助対象外とします。また、他の補助事業の対象となる経費については補助対象外とします。

3. 手続きの流れおよびスケジュール

(1) 書類提出 ※6月17日(水) 17時締

〈提出書類〉

① 企画概要書（新規開業枠のみ）

② 宿泊施設改修事業計画書（別紙1-1）、設計書・図面

③ 事業実施スケジュール（別紙2-1）、改修イメージ（別紙3）

④ 収支計画書【多様な宿泊施設】（別紙4-1）

⑤ 経営計画および資金計画（別紙5-1、または別紙5-2）

※文化観光課にメールにてご提出ください。（kankou@city.obama.lg.jp）

(2) 書類による資格審査 ※受付次第随時審査・後日結果通知（資格審査）

※プレゼンテーション審査までの準備期間が短いため、ご注意下さい。

(3) プレゼンテーション審査 ※7月初旬

※審査によって補助事業者候補を決定します。この時点で補助金の交付を確約するものではありません。

(4) 審査結果通知（プレゼンテーション審査） ※7月初旬

(5) 福井県観光誘客課現地面談（県・市合同） ※8月上旬～中旬頃予定

(6) 計画修正

(7) 支援証明書発行（福井県観光連盟）

(8) 申請書提出

〈提出書類〉

・福井県観光連盟の助言を受けて修正した①～④の書類

・交付申請書

・支援証明書

・市税及び県税納税証明書

※上記の書類のほかに、別に必要書類を指定することがあります。

(9) 交付決定

(10) 事業実施

※(8) 申請書提出から事業実施までは、半月～1か月程度かかります。

※補助金の額や事業内容に変更がある場合は、変更申請が必要です。

(11) 事業実績報告書提出

(事業完了後、20日以内に提出してください。※遅くとも2月28日まで)

〈提出書類〉

①実績報告書

②事業実施報告書

③収支決算書

④領収書(又は請求書)の写し及び契約書の写し など

⑤事業の進捗状況に関する書類(図面、写真等)

※上記の書類のほかに、別に必要書類を指定することがあります。

(12) 補助金額の確定

(13) 請求書提出

(14) 補助金交付

・市で内容を審査し、ご指定の口座に振り込みます。

・提出から1か月程度で振込予定ですが、遅れる場合があります。

4. 申請・問い合わせ先

小浜市経済産業部文化観光課

電話：0770-64-6020

Mail：kankou@city.obama.lg.jp